

道州制検討専門部会



平成29年7月24日(月)広島市において「第27回 道州制検討専門部会」を開催した。

当日は、伊藤部会長をはじめとする21名が出席。滋賀大学教授 北村 裕明氏をお招きし、「分権改革と広域行政のあり方」をテーマにご講演いただき、意見交換を行った。

〔講演〕

○演題

「分権改革と
広域行政のあり方」

○講師

滋賀大学 教授
北村 裕明氏



○要旨

■分権改革と広域行政

分権改革と広域行政の議論においては、分権改革が何を旨とするのかを考えることが最も重要。基礎自治体の自己決定権の拡大、住民自治の拡充をベースとし、近接性と補完性の原理を謳う中で「自由度拡張路線」を進め、更には「所掌事務拡充路線」を追求していくのが問われる。

大都市から中小市町村まで多様な基礎自治体が存在する中で、指定都市等への府県の事務、財源の委譲、市町村の広域連携による事務の共同処理、府県による市町村事務の補完、大都市における住民自治の拡充、府県を越える広域行政への対応など、基礎自治体の自治を支える広域政府が求められている。

道州制については、国と地方のあり方を大きく変えるものであり、国の担う役割、道州はどのような政府か、市町村の機能、小規模市町村は存続可能か、等の観点からの検討が必要。

■関西広域連合・道州制のあり方研究会 「道州制のあり方について(最終報告)」

報告書においては、11の具体的な政策分野(①河川管理、②産業振興、③インフラ、④森林保全、

⑤農業政策、⑥義務教育、⑦生活保護制度、⑧医療制度、⑨警察制度、⑩税財政制度、⑪大都市と小規模市町村)に即した検討を実施。

道州制のあり方については、従前型(国や府県の権限を一元的に実施する広大で強力な道州。ガバナンス、国や基礎自治体との関係、格差・国民的合意等の面で課題あり)とは異なる、広域自治体的なイメージのもの(①企画立案・総合調整型、②基礎自治体補完型、③府県連合型)を提言。

■道州制推進基本法案

基本原則として、地方分権改革の促進を目的としたものとすべき。国全体の統治機構のあり方を見直す観点から、国・道州の担うべき機能、市町村の役割、小規模自治体の存続可能性等を検討する必要がある。

自立した道州と基礎自治体の関係が重要であり、道州の自治立法権、自主執行権、自主組織権、自主財政権、あるいは住民自治のあり方を本格的に検討する必要がある。また、憲法改正を視野に入れるとともに、地方の意見を反映した制度設計と手続きにすべき。

■分権改革を議論する際のポイント

分権改革を議論するにあたっては、何のための改革か、国家の担うべき役割は何か、府県と市町村の二層制にこだわる必要性(府県の存続、都市内分権、府県広域連合等)、区割りの難しさ(画一的であってはならない、東京の特殊性)、多様な市町村が存在できる仕組みとすべき、等に留意する必要がある。(担当：中祖)